





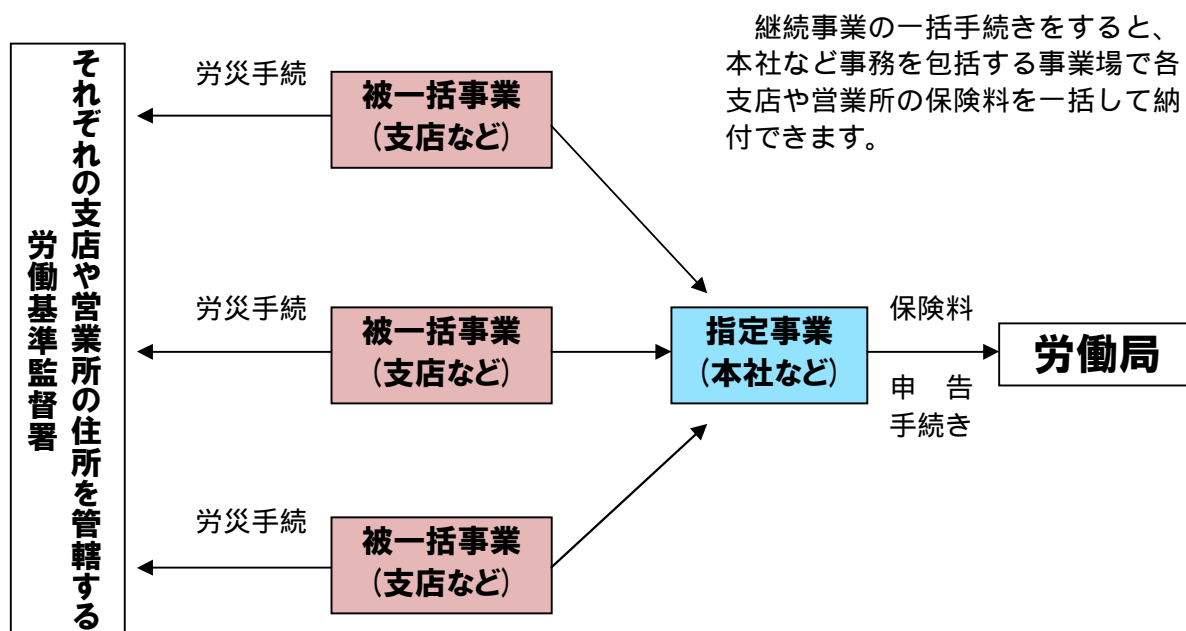
# 目 次

|    |   |       |
|----|---|-------|
| 1  | 継続事業の一括とは . . . . .                     | P. 4  |
| 2  | 継続事業一括の要件 . . . . .                     | P. 4  |
| 3  | 新規・追加申請手続 . . . . .                     | P. 6  |
| 4  | 認可の取消手続 . . . . .                       | P. 8  |
| 5  | 被一括事業の名称等の変更の届 . . . . .                | P. 9  |
| 6  | 指定事業が移転・名称変更した場合 . . . . .              | P. 10 |
| 7  | 指定事業の変更（会社合併等） . . . . .                | P. 11 |
| 8  | 指定事業の変更（事務組合加入から個別加入へ変更した場合等） . . . . . | P. 12 |
| 9  | 指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたがないとき）          | P. 13 |
| 10 | 指定事業と被一括事業を入れ替える場合（管轄をまたぐとき）            | P. 14 |

## 1 継続事業の一括とは

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですから、1つの会社でも、支店や営業所ごとに数個の保険関係が成立することになります。しかし、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を厚生労働大臣が指定した1つの事業（1つの労働保険番号）でまとめて処理することができます。これを「**継続事業の一括**」と呼んでいます。

これは、事業経営の合理化、とりわけコンピューターによる事務処理の普及などにより、賃金計算の事務を集中管理している事業が増加していることから、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るために必要な制度です。



- ・ 継続事業の一括手続きをしても、労災請求は各支店や営業所を管轄地域とする労働基準監督署へ提出します。
- ・ 請求時に使用する労働保険番号は指定事業(本店など)の保険番号を記入します。

## 2 継続事業の一括の要件

保険関係が成立している2以上の事業について、継続事業の事業主が継続事業の一括をしようとするときは、それぞれの事業が次のすべての要件に該当していなければなりません。

- (1) 継続事業であること
- (2) 指定事業と被一括事業の事業主が同じこと
- (3) それぞれの事業が同じ「保険関係」でかつ「11〇」又は「71〇」であること。
- (4) それぞれの事業が、「労災保険料率表」による「事業の種類」が同じこと

「**継続事業**」とは、期間の定めなく活動を続ける事業をいいます。逆にビルの建設や海の家などの活動期間が定められている事業を「**有期事業**」といいます。

継続事業の一括制度においては、まとめて処理を行う本社などの事業を「**指定事業**」、指定事業に一括される支店や営業所を「**被一括事業**」といいます。

「**保険関係**」は労働保険の内、労災保険と雇用保険の成立の有無を区分したものです。労災保険と雇用保険をまとめて1つの保険番号で成立させる事業を「**一元適用事業(110)**」、建設業、農林水産業等、別々の労働保険番号で別々に成立させる事業を「**二元適用事業(710)**」といいます。一元適用事業で労災保険のみ成立している事業(310)は一括することが出来ません。

上記の要件は基本的にそれぞれの適用事業で同じ内容の活動をしていれば満たすものですが、会社全体では1つの事業内容であっても本社事務所と販売所など、適用事業単位で見たときに別の仕事をしている場合には異なる事業の種類が適用されることがあります。

それぞれの事業の「**保険関係区分**」、「**事業の種類**」は、保険関係成立届や労働保険料申告書に記載されています。

(申告書上部)

(成立届下部)

用紙の記入例

労働保険 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)  
1: 保険関係成立届(有期)  
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

労働局長 下記のとおり (イ) 届けます。(31600又は31601の時)  
労働基準監督署長 (ロ) 労災保険 の加入を申請します。(31602の時)  
公共職業安定所長 (ハ) 雇用保険

労働保険番号 14101012345-000

郵便番号 254-1012 住所(市・区・町名) ヨコハマシ

住所(つづき) 町村名 ナカクオノエチヨウ

住所(つづき) 丁目・番地 5-77-2

住所(つづき) ビル・マンション名等 ハシャミチウエストビル9カイ

住所(市・区・町名) 横浜市 尾上町5-77-2

住所(つづき) 町村名 尾上町5-77-2

住所(つづき) 丁目・番地 馬車道ウエストビル9階

住所(つづき) ビル・マンション名等

名称・氏名

① 事業主 住所又は所在地 横浜市 中区 北仲通5-57  
氏名又は名称 神奈川労働局

② 所在地 郵便番号 231-0015  
横浜市 中区 尾上町5-77-2  
電話番号 045-650-2803

名称 神奈川労働局 労働保険徴収課

③ 事業の概要

④ 事業の種類

⑤ 加入済の労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

⑥ 保険関係成立年月日 (労災) 年 月 日 (雇用) 年 月 日

⑦ 雇用保険 被保険者数 一般・短期 人 日雇 人

⑧ 賃金総額の見込額 千円

⑨ 所在地 郵便番号 電話番号

委託事務組合 名称 代表者 記名押印又は署名

### 3 新規・追加申請手続

#### (1) 労働保険関係成立届

支店や営業所等の新設した場合、支店や営業所等の所在地を管轄する労働基準監督署に労働保険の保険関係成立届「様式第1号」(第4条関係)を提出してください。

その際に窓口で、徴収法第9条に基づく継続事業一括申請をする予定であることを申し出てください。継続一括申請手続き用の仮保険番号が振出されます。

書替用

労働保険 { 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)  
1: 保険関係成立届(有期)  
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

労働局長 労働基準監督署長 公共職業安定所長 職

労働保険番号: 3160

仮保険番号(監督署で記入)

被一括事業の住所と名称を記入してください。

被一括事業の住所・事業主名

被一括事業の住所・事業主名

被一括事業の簡単な仕事の内容

被一括事業の成立年月日(開始日)

被一括事業での人数

被一括事業の成立年月日(支店や営業所の開始日)

被一括事業での人数

事業主証明

指定事業の該当事項を記入して下さい

この成立届はすでに番号を取得している適用事業を被一括事業に組み入れる場合には改めて提出する必要はありません。すでにある労働保険番号を仮保険番号としてお使いください。

継続事業一括指定事業の労働保険番号

業種

保険関係

(22.3)







## 5 被一括事業の名称等の変更の届

支店や営業所等の名称・所在地が変更になった場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を**指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署**に提出してください。

この届に関しては事業主あての通知はありません。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険  
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

提出用

種別 31642

※修正項目番号

※漢字修正項目番号

① 下記のとおり継続事業の一括に係る「**被一括事業の変更・被一括事業の名称等の変更**」の申請・届をします。

② 申請年月日 (元号：平成は?)

③ 申請可年月日 (元号：平成は?)

④ 指定事業の労働保険番号を記入

⑤ 指定事業の住所、名称等を記入してください。

⑥ 変更したい被一括事業の整理番号を記入

⑦ 被一括事業の新しい住所・名称を記入してください。

⑧ 記載は所在地、名称、電話番号のうち、変更箇所だけ記入して下さい。

⑨ 被一括事業の古い住所、名称等を記入してください。

⑩ 事業主

住所 **事業主証明**

氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(25.3)

をつけてください

変更したい被一括事業の整理番号を記入

被一括事業の新しい住所・名称  
を記入してください。

記載は所在地、名称、電話番号  
のうち、変更箇所だけ記入して下  
さい。

「2」に

被一括事業の古い住所、名称等を記入  
してください。

**事業主証明**

労働局長 殿

## 6 指定事業が移転・名称変更した場合

指定事業の所在地や名称が変更された場合には、「名称・所在地変更届」(様式第2号)を指定事業の**移転先所在地を管轄する労働基準監督署**へ提出してください。被一括事業はそのまま引き継がれますので、新たに継続一括の申請は必要ありません。

**監督署の管轄をまたぐ移転を行った場合には新規に指定事業として届出た労働保険番号が振出されます。**

被一括事業の名称等は変更されませんので、必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を提出してください。

様式第2号(第5条関係)

提出用

**労働保険 名称、所在地等変更届**  
下記のとおり届事項に変更があったので届けます。

種別 **31604**

年 月 日

労働基準監督署長  
公共職業安定所長

指定事業の労働保険番号を記入

①住所(カナ)  
住所(つづき) 町村名  
住所(つづき) 丁目・番地  
住所(つづき) ビル・マンション名称  
住所 市・区・町名

②住所(漢字)  
住所(つづき) 町村名  
住所(つづき) 丁目・番地  
住所(つづき) ビル・マンション名称  
住所 市・区・町名

③名称・氏名(カナ)  
名称・氏名(つづき)  
名称・氏名(つづき)  
電話番号

④名称・氏名(漢字)  
名称・氏名(つづき)  
名称・氏名(つづき)  
名称・氏名(つづき)

⑤事業終了予定年月日(元号;平成は7)  
元号 - 年 - 月 - 日

⑥変更年月日(元号;平成は7)  
元号 - 年 - 月 - 日

⑦変更後の労働保険番号  
府 県 | 所 属 | 管 轄 | 基 礎 番 号 | 種 番 号

⑧変更後の元請労働保険番号  
府 県 | 所 属 | 管 轄 | 基 礎 番 号 | 種 番 号

⑨変更後の事業所番号  
- - - - -

⑩業 種  
⑪産業分類  
⑫特種コード  
⑬労保種別

⑭修正項目(英数・カナ)  
⑮修正項目(漢字)

事業主  
住所  
氏名

**事業主証明**

(22.3)

住所と名称を記入する欄が新旧3か所ずつありますが、使い分けは下記のとおりです。

事業主 雇用者

事業 実際に労働者が就労している場所

事業所 連絡先  
(郵送先等)

変更前、変更後の各項目は**変更箇所のみ**記入し、変更がない部分は空欄としてください。

管轄をまたぐ住所変更があった場合、ここに新しい労働保険番号が記載されます(監督署が記入します)

## 7 指定事業の変更(会社合併等)

合併等でAの指定事業がBの指定事業を吸収する場合、「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を**Aの指定事業の所在地を管轄する労働基準監督署**に提出してください。

手続きが終了して認可されると、吸収されたBの指定事業及び被一括事業に新しい整理番号が振出され、労働局長から認可の通知が届きます。通知が届きましたら必要に応じて5の「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を提出してください。

様式第5号の2 (第10条関係)

**労働保険  
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届**

**をつけて下さい。**

種別 **31642** ※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

①労働保険番号 **吸収される会社の労働保険番号**

②所在地 **吸収される会社の住所、名称等を記入**

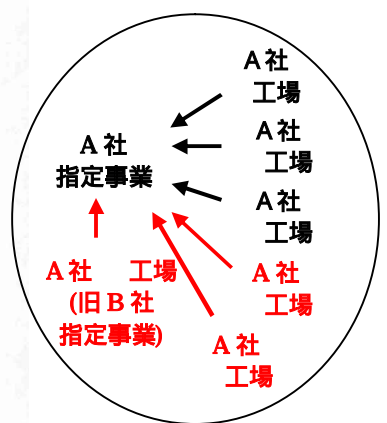
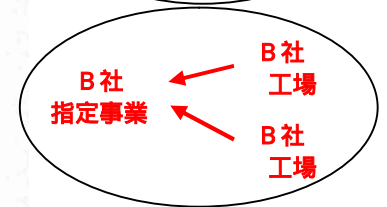
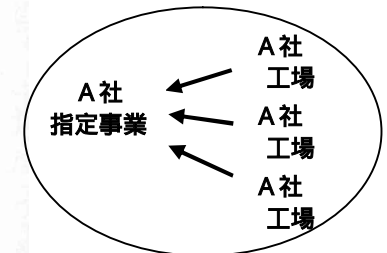
③指定事業に(漢字) **記入しないでください**

④事業名称・氏名(かな) **吸収する会社の住所、名称等を記入**

⑤事業主 **事業主証明**

**7に**

労働局長 殿



**「吸収される会社」は保険料の精算手続き(確定申告書の提出)が必要です。また、被一括事業として登録が残りますので、事務所がなくなる場合には別途認可の取消処理が必要です。**

## 8 指定事業の変更(事務組合加入から個別加入へ変更した場合等)

指定事業が事務組合加入から個別加入へ変更した場合等、指定事業の労働保険番号を他の指定事業の労働保険番号へ被一括事業全体を移動させたい場合には「労働保険継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」(様式第5号の2)を**新規に指定事業として届出た労働保険番号を管轄する労働基準監督署**に提出してください。

手続きが終了して認可されると、旧指定事業の被一括事業に新しい整理番号が振出され、労働局長から認可の通知が届きます。

様式第5号の2 (第10条関係)

労働保険  
継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届

をつけて下さい。

種別 31642

①労働保険番号 旧指定事業の労働保険番号

④所在地 旧指定事業の住所、名称等を記入

⑥名称 旧指定事業

⑩所在地(カナ) 旧指定事業

⑪所在地(漢字) 旧指定事業

⑫名称(カナ) 旧指定事業

⑬名称(漢字) 旧指定事業

⑭所在地 新指定事業の住所、名称等を記入

⑮名称 新指定事業

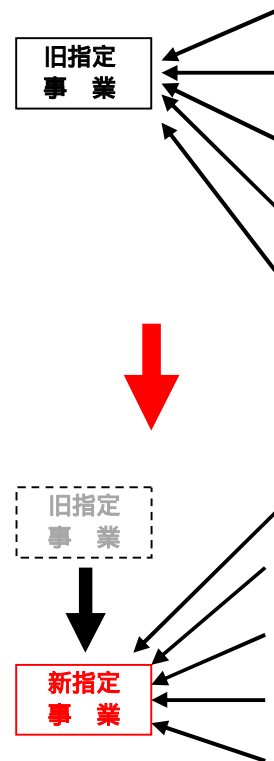
⑯労働保険番号 9に

9に

事業主証明

労働局長 殿

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)



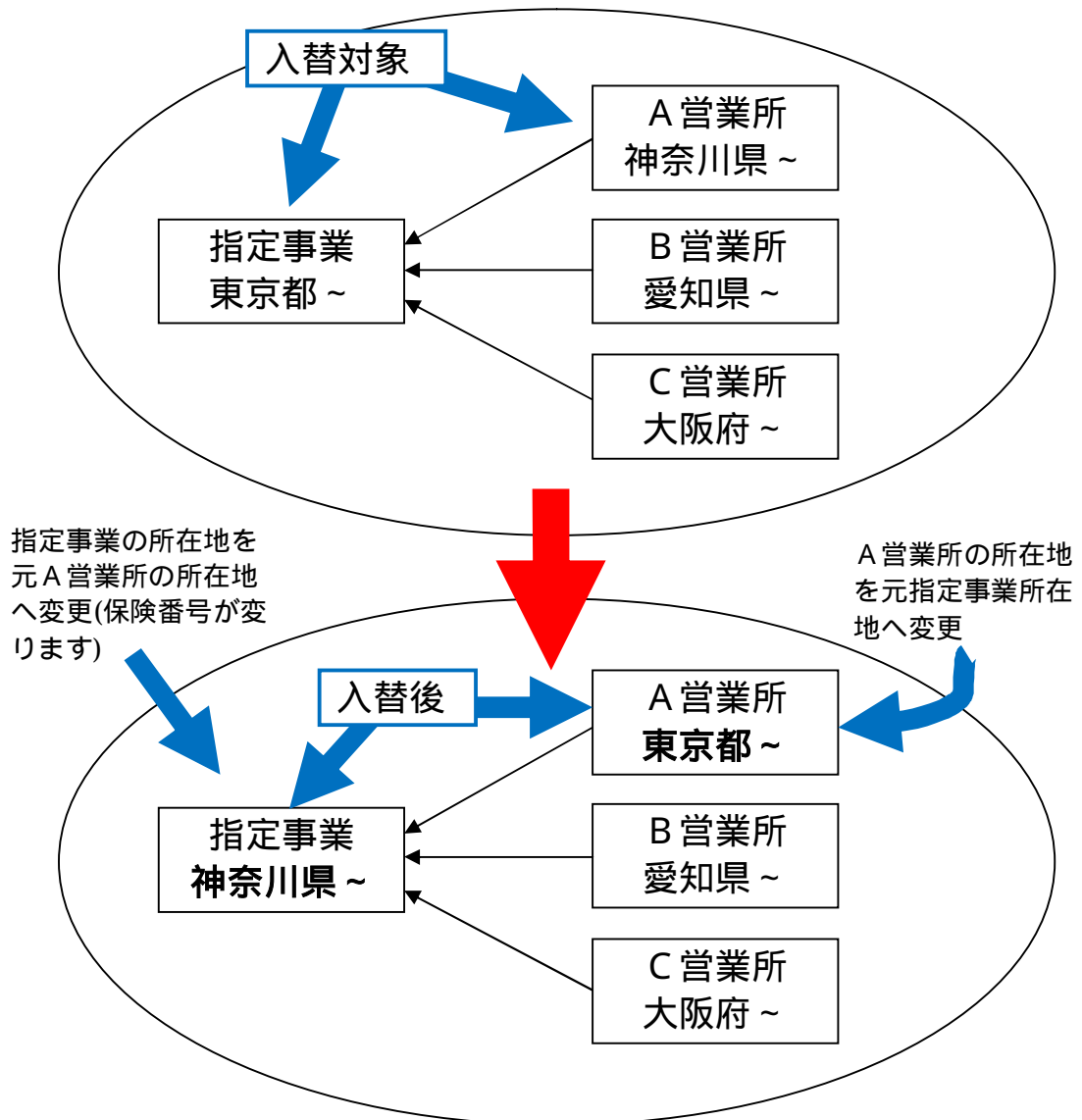
本手続きでは旧指定事業の登録が消滅します。

旧指定事業が変更後も被一括事業として継続する場合には、改めて認可の追加手続きを行ってください。



## 10 指定事業と被一括事業を入れ替える場合(管轄をまたぐとき)

新旧の指定事業を入れ替えた結果、「**指定事業を管轄する労働基準監督署が変更となる場合**」には、旧指定事業(新被一括事業)から旧被一括事業(新指定事業)への「名称・所在地等変更届」(様式第2号)(記入例は6を参照)と旧被一括事業(新指定事業)から旧指定事業(新被一括事業)への「継続被一括名称・所在地変更届」(様式第5号の2)(記入例は5を参照)を両方とも**被一括事業(新指定事業)の所在地を管轄する労働基準監督署**へ提出してください(申請後、労働保険番号が変わります)。



※ 提出書類の記入については8ページ、9ページを参照してください。



# 労働保険継続事業一括認可等確認照会票

## 1 依頼理由

## 2 指定を受けている事業

労働保険番号: 14 - - -

所在地:

名称:

## 3 照会の区分

照会事項に該当する番号を で囲んでください。

また、「2・3」については、必要事項も記載してください。

### 1 すべての被一括事業を照会

### 2 次の管轄地域にある被一括事業のみ紹介

| 府県 | 所掌 | 管轄 |
|----|----|----|
|    |    |    |

### 3 次の整理番号のみ照会

|           |  |
|-----------|--|
| 整理番号      |  |
| 被一括事業の名称  |  |
| 被一括事業の所在地 |  |

神奈川労働局長 殿

平成 年 月 日

事業主

所在地

名称

氏名

⑩

担当者

電話

本票は被一括事業の登録状況の確認に使用するもので、認可通知書の再発行をするものではありません。